写

議案第四号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年一月三十日

三朝町長　松村喬成

昭和六拾年壱月参拾日　原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第　　号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削り、第四項を第三項とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

職名	給料月額
町長	五八三、〇〇〇円
助役	四六七、〇〇〇円
収入役	四三五、〇〇〇円
館長	四〇〇、〇〇〇円
固定資産評価員	四〇〇、〇〇〇円

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一（第三条関係）の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2　改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて、昭和五十九年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に、特別職の職員で常勤のものに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。